

倫 参 一 3 2  
令和 4 年12月 5 日

日本経済団体連合会  
会長 十倉 雅和 殿

国家公務員倫理審査会  
会長 秋吉 淳一郎

**国家公務員とのお付き合いに際してのお願い等について  
(協力依頼)**

平素より、国家公務員の倫理保持のために御理解と御協力をいただきまして誠にありがとうございます。

国家公務員倫理審査会においては、例年12月の1か月間を「国家公務員倫理月間」として、国家公務員だけでなく、事業者の皆様にも、国家公務員の倫理保持に関する各種啓発活動を集中的に実施しております。

つきましては、以下の事項について、傘下の会員各位及びその従業員の皆様へ周知していただきますよう御協力をお願い申し上げます。

**1. 国家公務員とのお付き合いに際してのお願い**

**(1) 国家公務員倫理法令上の禁止行為**

国家公務員は、利害関係者である事業者の皆様との間で、①金銭、物品等の贈与を受けること、②金銭の貸付けを受けること、③無償での物品等の貸付けを受けること、④無償で役務の提供（車による送迎等）を受けること、⑤供応接待を受けること、⑥未公開株を譲り受けること、⑦共に遊技・ゴルフ・旅行をすること、⑧利害関係者に要求して、第三者に①～⑦のような行為をさせることが禁止されています。

国家公務員倫理法が施行された平成12年度から令和3年度までの間に、国家公務員がこれらの禁止行為を行い、免職や停職、減給等の処分等が行われた件数は累計で402件、数は1,521人に上っています。

## (2) 国家公務員倫理法令違反を防止するために

国家公務員が業務の相手方となる事業者の皆様と情報交換をさせていただくことは非常に重要ですが、違反事案を生じさせないためには、事業者の皆様にも国家公務員とのお付き合いに際して禁止されている行為、認められている行為を正しく理解していただく必要があります。

例えば、割り勘で飲食を共にすることは問題ありません。また、(1)の行為は禁止されている一方で、①宣伝用物品又は記念品の贈与（広く一般に配布するためのもの）を受けること、②職務として利害関係者を訪問した際に、提供される物品を使用すること及び周囲の交通事情等からみて相当と認められる範囲で、利害関係者から提供される自動車（利害関係者が日常的に利用している社用車等）を利用すること、③職務として出席した会議等の会合で茶菓の提供を受けること、④職務として出席した会議で簡素な飲食物の提供を受けること、⑤多数の者が参加する立食パーティーで記念品の贈与及び飲食物の提供を受けることは認められています。

国家公務員自身が襟を正すことが最も重要ですが、国民の疑惑や不信を招くような行為を防止し、事業者の皆様と適切な交流・意見交換を行えるように、皆様にも御理解と御協力をお願い申し上げます。

## 2. 国家公務員倫理啓発活動ポスターについて

国家公務員倫理月間に合わせて事業者の皆様向けに作成している国家公務員倫理啓発活動ポスターについて、本年度より、事業者の皆様向け用の標語・デザインを用い、国家公務員倫理月間のみならず通年お使いいただけるよう変更いたしました。

可能な範囲で構いませんので、当ポスターの広報誌やホームページへの掲載、掲示板への掲示等に改めて御協力いただきたく存じます。

### 【担当】

国家公務員倫理審査会事務局 宮川

TEL : 03-3581-7031

MAIL : rinri\_kikaku-mk00@jinji.go.jp

# 🔍 国家公務員と関わりのある事業者の皆様へ 🔍 ～倫理の保持に御協力ください～

国家公務員は、法令により**利害関係のある事業者の皆様**から以下の行為を受けることが禁止されています。国家公務員自身が襟を正すことはもちろんですが、事業者の皆様におかれましても、御理解・御協力をお願いします。

## ❌ 金銭や物品の贈与

❌ たとえ祝儀や香典という名目であっても違反

🔍 国家公務員本人との関係でない場合（例えば国家公務員の配偶者が知人で、祝儀を出すなど）はOK

## ❌ 酒食等のもてなし(接待)

🔍 公務員が職務として出席した会議で、弁当などの簡素な飲食物を出す場合は OK

🔍 多数の者が出席する立食パーティーで無料で飲食物を提供する場合は OK

🔍 割り勘で飲食を共にする場合は OK

※国家公務員が自身の費用を確認するため、会計金額等を確認する場合がありますので、御協力をお願いします。

## ❌ 車での送迎など、無償でのサービスの提供

🔍 職務で来た公務員を、周辺の交通事情等から相当と認められる範囲で、日常的に使用している自動車（社用車など）により送迎する場合は OK

## ❌ 一緒に麻雀等の遊技、ゴルフ、旅行をすること

❌ 公務員が自身の費用を負担した場合も違反

## ❌ 金銭の貸付け

🔍 金融機関が一顧客である公務員に貸付けを行う場合は OK

## ❌ 未公開株式の譲渡

❌ 有償であっても無償であっても違反

## ❌ 無償での物品や不動産の貸付け

🔍 訪問を受けた際などに、文房具等を貸す場合は OK

あなたにとって**利害関係者**に該当するかは裏面をご覧ください！



# あなたはどの国家公務員にとっての「利害関係者」ですか？

以下の職務を行う国家公務員にとって、あなたがその職務の相手方となる場合、その国家公務員にとって、あなたは「利害関係者」となります。

- ✓ あなたの事業を所管している部局の担当職員
- ✓ 立入検査、監査又は監察を行う担当職員
- ✓ 不利益処分や行政指導を行う担当職員
- ✓ 許認可等や補助金等の交付を行う担当職員
- ✓ 契約事務の担当職員

(注)利害関係のあった職員が異動した場合も、異動後3年間は利害関係者として取り扱われます。



あなたは、利害関係者ではありません。ただし、これらの事務を担当していない国家公務員に対しても、繰り返し接待をするなど、社会通念上相当と認められる程度を超える場合は、法令違反となり、相手方の国家公務員は処分されてしまいます。

「社会通念上相当と認められる」か否かは、利益供与の理由、額、頻度、国家公務員との関係性などを総合的に勘案して判断することとされています。

判断に迷う場合は、相手方機関又は倫理審査会事務局へお問い合わせください。

国家公務員倫理審査会HP

国家公務員倫理審査会

検索



国家公務員倫理審査会  
公式マスコット



マンガでわかりやすく解説した動画もあります

公務員倫理ホットライン

(匿名での相談・通報も受け付けています)

メール rinrimail@jinji.go.jp

郵送による通報も受け付けております。詳細は下記のwebサイトを参照ください。

WEB

公務員倫理ホットライン

検索



※ 相談・通報者の指名等は窓口限りにとどめるなど、相談・通報したことを理由として相談・通報者が不利益な取扱いを受けないよう万全を期しています。

リサイクル適性 (A)

この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。

国家公務員倫理審査会事務局 (<http://www.jinji.go.jp/rinri/>)

令和2年11月

(令和4年4月 rinrin動画部分を追記)

# ダメなんです。

## もらえないんです、 その気持ち。



◆今年度の標語の作者は、警察庁中部管区警察局の大和 康朗さんです。

# 国家公務員倫理啓発活動

国家公務員と関わりのある**事業者**の皆さまへ  
～倫理の保持に御協力ください～



国家公務員倫理審査会  
公式マスコット

利害関係のある事業者の  
皆さまとの間で主に次の  
行為が**禁止**されています。

- ◆ 金銭や物品の**贈与**
- ◆ 酒食等のもてなし(**接待**)
- ◆ 車での送迎など、  
**無償のサービス提供**  
をすることなど

そのほか  
詳細は  
こちら!



〈事業者向けページ〉

公務員倫理ホットライン(相談・通報窓口)

郵送による通報・相談も受け付けています。

[rinrimail@jinji.go.jp](mailto:rinrimail@jinji.go.jp)

公務員倫理ホットライン

検索

国家公務員  
倫理審査会  
(令和4年12月)

リサイクル適性(A)

この印刷物は、印刷用の紙へ  
リサイクルできます。